中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版A

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 人間らしい生活を国に求める権利をまとめて（　　）という
ア 普通選挙　イ 社会権　ウ 象徴

(2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という
ア 憲法の番人　イ 最高法規　ウ 自己決定権

(3) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る
ア 世界人権宣言　イ 臨時会　ウ 国民投票

(4) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 憲法の番人　イ 基本的人権の尊重　ウ 自己決定権

(5) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ
ア 議院内閣制　イ 非核三原則　ウ 秘密選挙

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という
ア 議院内閣制　イ 小選挙区制　ウ 国民主権

(7) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 基本的人権の尊重　イ 民主主義の学校　ウ 違憲審査権

(8) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という
ア 日米安全保障条約　イ 行政改革　ウ 地方税

(9) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という
ア 上告　イ 起訴　ウ 控訴

(10) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 両院協議会　イ 公聴会　ウ 閣議

(11) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(12) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア 内閣不信任決議　イ インフォームド・コンセント　ウ 国庫支出金

(13) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という
ア 司法権の独立　イ 環境権　ウ 地方債

(14) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 請求権　イ 新しい人権　ウ 唯一の立法機関

(15) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という
ア 刑事裁判　イ 民事裁判　ウ 弾劾裁判

(16) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア 政党　イ NPO　ウ 株式会社

(17) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という
ア 無所属　イ 与党　ウ 野党

(18) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 平等権　イ 比例代表制　ウ 議院内閣制

(19) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

(20) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア プライバシーの権利　イ 死票　ウ 唯一の立法機関

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版B

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 憲法に直接書かれていない新しい権利をまとめて（　　）という
ア 新しい人権　イ 比例代表制　ウ 基本的人権の尊重

(2) 人間らしい生活を国に求める権利をまとめて（　　）という
ア 社会権　イ 与党　ウ 死票

(3) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ
ア 裁判員　イ 検察官　ウ モンテスキュー

(4) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない
ア 最高法規　イ 上告　ウ 地方交付税交付金

(5) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という
ア 与党　イ 国民主権　ウ プライバシーの権利

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る
ア 3分の2　イ 4分の3　ウ 過半数

(7) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という
ア 常会　イ 臨時会　ウ 特別会

(8) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である
ア 検察官　イ 裁判員　ウ 弁護人

(9) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という
ア 上告　イ 起訴　ウ 控訴

(10) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 象徴　イ 唯一の立法機関　ウ 条例

(11) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という
ア 議院内閣制　イ 小選挙区制　ウ 象徴

(12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 両院協議会　イ 閣議　ウ 公聴会

(13) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 国民投票　イ 国庫支出金　ウ 違憲審査権

(14) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という
ア 行政改革　イ 普通選挙　ウ 国民主権

(15) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という
ア 公共の福祉　イ 秘密選挙　ウ 国事行為

(16) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア 三審制　イ 環境権　ウ 死票

(17) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ
ア 直接請求権　イ プライバシーの権利　ウ 内閣不信任決議

(18) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア 政党　イ NPO　ウ 株式会社

(19) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(20) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 臨時会　イ 比例代表制　ウ 国民主権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版C

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という
ア 議院内閣制　イ 基本的人権の尊重　ウ 知る権利

(2) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が（　　）である
ア 死票　イ 特別会　ウ 生存権

(3) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である
ア 国庫支出金　イ 常会　ウ 日米安全保障条約

(4) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という
ア 社会権　イ 国民主権　ウ 新しい人権

(5) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という
ア 控訴　イ 上告　ウ 起訴

(6) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア 内閣不信任決議　イ 民主主義の学校　ウ 自己決定権

(7) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という
ア 刑事裁判　イ 弾劾裁判　ウ 民事裁判

(8) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる
ア 憲法の番人　イ 非核三原則　ウ 国民主権

(9) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という
ア 行政改革　イ 象徴　ウ 自己決定権

(10) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という
ア 臨時会　イ 常会　ウ 特別会

(11) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 唯一の立法機関　イ 非核三原則　ウ 自由権

(12) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ
ア 両院協議会　イ 閣議　ウ 公聴会

(13) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア ワイマール憲法　イ 控訴　ウ 死票

(14) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 総辞職　イ 比例代表制　ウ 自由権

(15) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ
ア 平和主義　イ 住民投票　ウ 社会権

(16) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(17) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という
ア 秘密選挙　イ 憲法の番人　ウ 公共の福祉

(18) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である
ア 基本的人権の尊重　イ 総辞職　ウ 地方債

(19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア NPO　イ 政党　ウ 株式会社

(20) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という
ア 環境権　イ 刑事裁判　ウ 連立政権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版D

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が（　　）である
ア 国事行為　イ 生存権　ウ 最高法規

(2) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ
ア 国民投票　イ インフォームド・コンセント　ウ 地方交付税交付金

(3) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という
ア 控訴　イ 自己決定権　ウ 地方債

(4) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ モンテスキュー

(5) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 社会権　イ 平和主義　ウ 総辞職

(6) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
ア 地方交付税交付金　イ 象徴　ウ 地方債

(7) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である
ア 日米安全保障条約　イ 司法権の独立　ウ 新しい人権

(8) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 平等権　イ 基本的人権の尊重　ウ 特別会

(9) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という
ア 裁判員　イ 検察官　ウ 弁護人

(10) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という
ア 総辞職　イ 秘密選挙　ウ 普通選挙

(11) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(12) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる
ア 憲法の番人　イ 比例代表制　ウ 小選挙区制

(13) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という
ア 一票の格差　イ 行政改革　ウ 知る権利

(14) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ
ア 両院協議会　イ 閣議　ウ 公聴会

(15) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 唯一の立法機関　イ 小選挙区制　ウ 民主主義の学校

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という
ア 地方税　イ 地方交付税交付金　ウ 国庫支出金

(17) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア 政党　イ NPO　ウ 株式会社

(18) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 上告　イ 比例代表制　ウ 世界人権宣言

(19) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア 特別会　イ 憲法の番人　ウ 死票

(20) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という
ア 無所属　イ 野党　ウ 与党

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版E

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ
ア 国庫支出金　イ ワイマール憲法　ウ 日米安全保障条約

(2) 良好な環境の中で生活する権利を（　　）という
ア 唯一の立法機関　イ 環境権　ウ 内閣不信任決議

(3) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ
ア 総辞職　イ インフォームド・コンセント　ウ 三審制

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 公共の福祉　イ 衆議院の優越　ウ 臨時会

(5) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ
ア 請求権　イ 司法権の独立　ウ 非核三原則

(6) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である
ア 平等権　イ 民主主義の学校　ウ 日米安全保障条約

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 自由権　イ 新しい人権　ウ 平和主義

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る
ア 秘密選挙　イ 条例　ウ 国民投票

(9) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 民主主義の学校　イ 小選挙区制　ウ 唯一の立法機関

(10) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という
ア 生存権　イ 衆議院の優越　ウ 知る権利

(11) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という
ア プライバシーの権利　イ 与党　ウ 総辞職

(12) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という
ア 臨時会　イ 特別会　ウ 常会

(13) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という
ア 三審制　イ ワイマール憲法　ウ 世界人権宣言

(14) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という
ア 検察官　イ 弁護人　ウ 裁判員

(15) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という
ア 三審制　イ 普通選挙　ウ 国事行為

(16) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

(17) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という
ア 請求権　イ 日米安全保障条約　ウ 一票の格差

(18) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という
ア 条例　イ 総辞職　ウ 刑事裁判

(19) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という
ア 平和主義　イ 衆議院の優越　ウ 連立政権

(20) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である
ア 地方債　イ 平和主義　ウ 常会

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版F

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が（　　）である
ア 生存権　イ 地方税　ウ 司法権の独立

(2) 憲法に直接書かれていない新しい権利をまとめて（　　）という
ア 日米安全保障条約　イ 新しい人権　ウ 地方債

(3) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である
ア 検察官　イ 裁判員　ウ ロック

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 衆議院の優越　イ 平和主義　ウ 公共の福祉

(5) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ
ア 国民投票　イ インフォームド・コンセント　ウ 総辞職

(6) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
ア 象徴　イ 衆議院の優越　ウ 住民投票

(7) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 基本的人権の尊重　イ 国庫支出金　ウ 生存権

(8) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 請求権　イ 平和主義　ウ 与党

(9) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 地方交付税交付金　イ 唯一の立法機関　ウ 生存権

(10) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(11) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という
ア 検察官　イ 弁護人　ウ 裁判員

(12) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という
ア 衆議院の優越　イ 日米安全保障条約　ウ 国民投票

(13) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という
ア 控訴　イ 起訴　ウ 上告

(14) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア 内閣不信任決議　イ プライバシーの権利　ウ 秘密選挙

(15) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という
ア 野党　イ 無所属　ウ 与党

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という
ア 国庫支出金　イ 地方交付税交付金　ウ 地方税

(17) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア 死票　イ インフォームド・コンセント　ウ 議院内閣制

(18) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という
ア 生存権　イ プライバシーの権利　ウ 条例

(19) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である
ア 平和主義　イ 国民主権　ウ 地方債

(20) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という
ア 秘密選挙　イ 参政権　ウ 国事行為

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版G

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という
ア 象徴　イ プライバシーの権利　ウ 最高法規

(2) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ
ア 国事行為　イ ワイマール憲法　ウ 司法権の独立

(3) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 住民投票　イ 公共の福祉　ウ 最高法規

(4) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ
ア 弁護人　イ モンテスキュー　ウ 検察官

(5) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ
ア インフォームド・コンセント　イ 連立政権　ウ 総辞職

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という
ア 野党　イ 条例　ウ 国民主権

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 平和主義　イ 自由権　ウ 小選挙区制

(8) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 基本的人権の尊重　イ 小選挙区制　ウ 地方税

(9) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア ワイマール憲法　イ 与党　ウ 内閣不信任決議

(10) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 唯一の立法機関　イ 比例代表制　ウ 参政権

(11) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 違憲審査権　イ 非核三原則　ウ 国庫支出金

(12) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という
ア 民主主義の学校　イ インフォームド・コンセント　ウ 行政改革

(13) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という
ア 民事裁判　イ 刑事裁判　ウ 弾劾裁判

(14) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 閣議　イ 公聴会　ウ 両院協議会

(15) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(16) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という
ア 民主主義の学校　イ 衆議院の優越　ウ 住民投票

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(18) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア 株式会社　イ NPO　ウ 政党

(19) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 特別会　イ 社会権　ウ 比例代表制

(20) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という
ア 秘密選挙　イ 請求権　ウ 違憲審査権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版H

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ
ア 弁護人　イ モンテスキュー　ウ 検察官

(2) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ
ア 地方税　イ 普通選挙　ウ ワイマール憲法

(3) 良好な環境の中で生活する権利を（　　）という
ア 違憲審査権　イ 条例　ウ 環境権

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 司法権の独立　イ 公共の福祉　ウ 連立政権

(5) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る
ア 過半数　イ 3分の2　ウ 4分の3

(6) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という
ア 野党　イ 唯一の立法機関　ウ 国事行為

(7) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない
ア 比例代表制　イ 最高法規　ウ 上告

(8) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ
ア 非核三原則　イ 普通選挙　ウ 民主主義の学校

(9) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である
ア 唯一の立法機関　イ 民主主義の学校　ウ 社会権

(10) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という
ア 刑事裁判　イ 弾劾裁判　ウ 民事裁判

(11) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア 平和主義　イ 地方債　ウ 内閣不信任決議

(12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 両院協議会　イ 公聴会　ウ 閣議

(13) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ
ア 閣議　イ 両院協議会　ウ 公聴会

(14) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という
ア 地方税　イ 地方交付税交付金　ウ 国庫支出金

(15) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア 参政権　イ 環境権　ウ 死票

(16) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という
ア 小選挙区制　イ プライバシーの権利　ウ 三審制

(17) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という
ア 連立政権　イ 環境権　ウ 平等権

(18) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ
ア 世界人権宣言　イ 上告　ウ 住民投票

(19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア 株式会社　イ NPO　ウ 政党

(20) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という
ア 民事裁判　イ 普通選挙　ウ 新しい人権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版I

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 国から不当に干渉されずに行動できる権利を（　　）という
ア 自由権　イ 常会　ウ 国民投票

(2) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である
ア ロック　イ 検察官　ウ 弁護人

(3) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 公共の福祉　イ 国庫支出金　ウ 基本的人権の尊重

(4) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という
ア 平和主義　イ 条例　ウ 自己決定権

(5) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 特別会　イ 基本的人権の尊重　ウ 知る権利

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る
ア 4分の3　イ 3分の2　ウ 過半数

(7) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である
ア 弁護人　イ 裁判員　ウ 検察官

(8) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア 地方債　イ 内閣不信任決議　ウ 地方税

(9) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という
ア 非核三原則　イ 参政権　ウ 三審制

(10) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる
ア 憲法の番人　イ 国民投票　ウ 死票

(11) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という
ア 常会　イ 臨時会　ウ 特別会

(12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 両院協議会　イ 公聴会　ウ 閣議

(13) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という
ア 無所属　イ 与党　ウ 野党

(14) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という
ア 臨時会　イ 比例代表制　ウ ワイマール憲法

(15) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(16) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という
ア 秘密選挙　イ 控訴　ウ 国民主権

(17) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ
ア 公共の福祉　イ 直接請求権　ウ 総辞職

(18) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ
ア 国庫支出金　イ 地方交付税交付金　ウ 地方税

(19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という
ア NPO　イ 株式会社　ウ 政党

(20) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という
ア 連立政権　イ 議院内閣制　ウ 参政権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版J

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 国から不当に干渉されずに行動できる権利を（　　）という
ア 刑事裁判　イ 自由権　ウ 控訴

(2) 憲法に直接書かれていない新しい権利をまとめて（　　）という
ア 比例代表制　イ 唯一の立法機関　ウ 新しい人権

(3) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ
ア 衆議院の優越　イ 国庫支出金　ウ インフォームド・コンセント

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある
ア 公共の福祉　イ 秘密選挙　ウ 唯一の立法機関

(5) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である
ア ルソー　イ 弁護人　ウ 裁判員

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という
ア 臨時会　イ 国民主権　ウ 連立政権

(7) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である
ア 野党　イ 生存権　ウ 日米安全保障条約

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る
ア 控訴　イ 刑事裁判　ウ 国民投票

(9) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
ア 民事裁判　イ 象徴　ウ 条例

(10) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる
ア 憲法の番人　イ 比例代表制　ウ 社会権

(11) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という
ア 刑事裁判　イ 民事裁判　ウ 弾劾裁判

(12) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という
ア 住民投票　イ 行政改革　ウ 国民投票

(13) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という
ア 起訴　イ 上告　ウ 控訴

(14) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ
ア 与党　イ 自己決定権　ウ 内閣不信任決議

(15) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた
ア 最高法規　イ 民主主義の学校　ウ 平等権

(16) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という
ア 地方税　イ 地方交付税交付金　ウ 国庫支出金

(17) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という
ア プライバシーの権利　イ 死票　ウ 常会

(18) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という
ア 小選挙区制　イ 国民主権　ウ 請求権

(19) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という
ア 無所属　イ 与党　ウ 野党

(20) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ
ア 基本的人権の尊重　イ 直接請求権　ウ 自由権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版K

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ
ア 世界人権宣言　イ 特別会　ウ 総辞職

(2) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（　　）という
ア 衆議院の優越　イ 請求権　ウ 基本的人権の尊重

(3) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という
ア 知る権利　イ 地方交付税交付金　ウ 地方債

(4) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である
ア 検察官　イ 裁判員　ウ ルソー

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という
ア 国事行為　イ 請求権　ウ 公共の福祉

(6) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない
ア ワイマール憲法　イ 最高法規　ウ プライバシーの権利

(7) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ
ア 裁判員　イ 弁護人　ウ 検察官

(8) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という
ア 控訴　イ 起訴　ウ 上告

(9) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という
ア 非核三原則　イ 議院内閣制　ウ インフォームド・コンセント

(10) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という
ア 非核三原則　イ 世界人権宣言　ウ 司法権の独立

(11) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という
ア 常会　イ 臨時会　ウ 特別会

(12) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である
ア 裁判員　イ 検察官　ウ 弁護人

(13) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ
ア 公聴会　イ 閣議　ウ 両院協議会

(14) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた
ア 憲法の番人　イ 非核三原則　ウ 民主主義の学校

(15) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という
ア 憲法の番人　イ 一票の格差　ウ 上告

(16) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ
ア 参政権　イ 住民投票　ウ 衆議院の優越

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(18) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という
ア 無所属　イ 野党　ウ 与党

(19) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という
ア 国民投票　イ 小選挙区制　ウ 日米安全保障条約

(20) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という
ア 普通選挙　イ 最高法規　ウ 憲法の番人

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版L

組　　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) だれもが等しく扱われ、差別されない権利を（　　）という
ア 平等権　イ 与党　ウ 連立政権

(2) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という
ア プライバシーの権利　イ 普通選挙　ウ 衆議院の優越

(3) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ
ア 野党　イ 小選挙区制　ウ 世界人権宣言

(4) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である
ア 裁判員　イ ロック　ウ 検察官

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という
ア 国事行為　イ 総辞職　ウ 野党

(6) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ
ア 自由権　イ 非核三原則　ウ 常会

(7) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない
ア 地方債　イ 常会　ウ 最高法規

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る
ア インフォームド・コンセント　イ 国民投票　ウ 公共の福祉

(9) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ
ア 裁判員　イ 弁護人　ウ 検察官

(10) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という
ア 弾劾裁判　イ 刑事裁判　ウ 民事裁判

(11) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という
ア 三審制　イ インフォームド・コンセント　ウ 直接請求権

(12) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という
ア 常会　イ 特別会　ウ 臨時会

(13) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という
ア 議院内閣制　イ 新しい人権　ウ 請求権

(14) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という
ア 司法権の独立　イ 直接請求権　ウ 住民投票

(15) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という
ア 衆議院の優越　イ 平等権　ウ 非核三原則

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

(17) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた
ア 司法権の独立　イ 民主主義の学校　ウ 自己決定権

(18) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という
ア 自由権　イ 知る権利　ウ 一票の格差

(19) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という
ア プライバシーの権利　イ 条例　ウ 自己決定権

(20) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という
ア 世界人権宣言　イ 三審制　ウ 小選挙区制

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版M

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 政治に参加する権利を（　　）という
ア 参政権　イ 国庫支出金　ウ 普通選挙

(2) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ
ア 司法権の独立　イ 世界人権宣言　ウ 特別会

(3) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である
ア ルソー　イ 検察官　ウ 弁護人

(4) 良好な環境の中で生活する権利を（　　）という
ア 環境権　イ 条例　ウ 国民投票

(5) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
ア 象徴　イ 一票の格差　ウ 三審制

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る
ア 4分の3　イ 3分の2　ウ 過半数

(7) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない
ア 直接請求権　イ 最高法規　ウ 知る権利

(8) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という
ア 総辞職　イ 知る権利　ウ 秘密選挙

(9) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という
ア 控訴　イ 上告　ウ 起訴

(10) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ
ア 裁判員　イ 検察官　ウ 弁護人

(11) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という
ア 臨時会　イ 特別会　ウ 常会

(12) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である
ア 弁護人　イ 検察官　ウ 裁判員

(13) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という
ア 知る権利　イ 国事行為　ウ 司法権の独立

(14) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 違憲審査権　イ 公共の福祉　ウ 環境権

(15) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である
ア 国事行為　イ 地方債　ウ 非核三原則

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という
ア 地方交付税交付金　イ 地方税　ウ 国庫支出金

(17) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という
ア 憲法の番人　イ 唯一の立法機関　ウ 一票の格差

(18) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ
ア 住民投票　イ 自由権　ウ 刑事裁判

(19) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(20) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた
ア 総辞職　イ 民主主義の学校　ウ 国民主権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版N

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) だれもが等しく扱われ、差別されない権利を（　　）という
ア 控訴　イ 平等権　ウ 衆議院の優越

(2) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という
ア 国民主権　イ プライバシーの権利　ウ 国事行為

(3) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である
ア 弁護人　イ 検察官　ウ ルソー

(4) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ
ア 控訴　イ 世界人権宣言　ウ 憲法の番人

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という
ア 平等権　イ 国事行為　ウ 一票の格差

(6) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る
ア 与党　イ 国民投票　ウ 公共の福祉

(7) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である
ア 特別会　イ 民主主義の学校　ウ 日米安全保障条約

(8) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ 弁護人

(9) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という
ア 検察官　イ 裁判員　ウ 弁護人

(10) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という
ア 常会　イ 特別会　ウ 臨時会

(11) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という
ア 基本的人権の尊重　イ 自由権　ウ 総辞職

(12) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という
ア 自己決定権　イ 三審制　ウ 地方交付税交付金

(13) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる
ア 死票　イ 憲法の番人　ウ 国庫支出金

(14) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ
ア 直接請求権　イ 自由権　ウ 国事行為

(15) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ
ア 国庫支出金　イ 地方交付税交付金　ウ 地方税

(16) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という
ア 普通選挙　イ 違憲審査権　ウ 三審制

(17) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という
ア 小選挙区制　イ 最高法規　ウ 総辞職

(18) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である
ア 自由権　イ 常会　ウ 地方債

(19) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた
ア 民主主義の学校　イ 司法権の独立　ウ 社会権

(20) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という
ア 特別会　イ 一票の格差　ウ 基本的人権の尊重

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版O

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（　　）という
ア 請求権　イ 国庫支出金　ウ 衆議院の優越

(2) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という
ア 象徴　イ 比例代表制　ウ 知る権利

(3) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である
ア ロック　イ 弁護人　ウ 検察官

(4) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ
ア 世界人権宣言　イ 地方交付税交付金　ウ 住民投票

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という
ア ワイマール憲法　イ 国事行為　ウ 刑事裁判

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る
ア 過半数　イ 3分の2　ウ 4分の3

(7) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ
ア 上告　イ 非核三原則　ウ 地方債

(8) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 小選挙区制　イ 平和主義　ウ 普通選挙

(9) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という
ア 民事裁判　イ 弾劾裁判　ウ 刑事裁判

(10) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という
ア 秘密選挙　イ 一票の格差　ウ 議院内閣制

(11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(12) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という
ア 臨時会　イ 常会　ウ 特別会

(13) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ
ア 弁護人　イ 検察官　ウ 裁判員

(14) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という
ア 非核三原則　イ 比例代表制　ウ 司法権の独立

(15) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 日米安全保障条約　イ 違憲審査権　ウ 自由権

(16) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という
ア 小選挙区制　イ 衆議院の優越　ウ 比例代表制

(17) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という
ア 条例　イ 新しい人権　ウ 控訴

(18) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という
ア 連立政権　イ 憲法の番人　ウ 臨時会

(19) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(20) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版P

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 政治に参加する権利を（　　）という
ア 参政権　イ 最高法規　ウ 憲法の番人

(2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という
ア 上告　イ 自己決定権　ウ 控訴

(3) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である
ア 検察官　イ 弁護人　ウ ルソー

(4) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ
ア 小選挙区制　イ 世界人権宣言　ウ 普通選挙

(5) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である
ア 象徴　イ 自由権　ウ インフォームド・コンセント

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る
ア 過半数　イ 3分の2　ウ 4分の3

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という
ア 参政権　イ 議院内閣制　ウ 平和主義

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る
ア 地方交付税交付金　イ 国民投票　ウ 社会権

(9) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という
ア 弾劾裁判　イ 刑事裁判　ウ 民事裁判

(10) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という
ア 総辞職　イ 民主主義の学校　ウ 小選挙区制

(11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(12) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という
ア 臨時会　イ 特別会　ウ 常会

(13) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ
ア 公聴会　イ 両院協議会　ウ 閣議

(14) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ
ア 小選挙区制　イ 違憲審査権　ウ 連立政権

(15) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ
ア 公聴会　イ 閣議　ウ 両院協議会

(16) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ
ア プライバシーの権利　イ 住民投票　ウ ワイマール憲法

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ
ア 地方交付税交付金　イ 地方税　ウ 国庫支出金

(18) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という
ア 野党　イ 与党　ウ 無所属

(19) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という
ア 世界人権宣言　イ 行政改革　ウ 普通選挙

(20) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という
ア 小選挙区制　イ 憲法の番人　ウ 社会権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版Q

組　番　　なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　／20問

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 等しく学ぶ機会を持つ権利を（　　）という
ア 行政改革　イ 文民統制　ウ 教育を受ける権利

(2) 自分に不利益なことを言わなくてよい権利が（　　）だ
ア 地方税　イ 黙秘権　ウ リコール

(3) 考えを外に発表する自由を（　　）という
ア 一票の格差　イ 三審制　ウ 表現の自由

(4) だれもが等しく扱われ、差別されない権利を（　　）という
ア 基本的人権の尊重　イ 平等権　ウ 唯一の立法機関

(5) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という
ア 条例　イ 文民統制　ウ 知る権利

(6) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ
ア モンテスキュー　イ 裁判員　ウ 弁護人

(7) 権力も法に従うという考え方を（　　）という
ア 法の支配　イ 新しい人権　ウ 生存権

(8) 軍人でない者が軍を指揮する原則を（　　）という
ア 文民統制　イ 参政権　ウ 知る権利

(9) 日本の防衛のためにつくられた組織が（　　）である
ア 警察庁　イ 自衛隊　ウ 海上保安庁

(10) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ
ア 常会　イ 基本的人権の尊重　ウ 憲法の番人

(11) 国会は（　　）で政治について調べる
ア 国政調査権　イ 法の支配　ウ 平等権

(12) 裁判官をやめさせるか決めるのが（　　）だ
ア 高等裁判所　イ 弾劾裁判所　ウ 家庭裁判所

(13) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という
ア 弁護人　イ 裁判員　ウ 検察官

(14) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(15) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という
ア 議院内閣制　イ 地方交付税交付金　ウ 文民統制

(16) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という
ア 象徴　イ 世界人権宣言　ウ 三審制

(17) 住民が首長をやめさせるよう求めることを（　　）という
ア リコール　イ 唯一の立法機関　ウ 特別会

(18) 選挙のしかたは（　　）で定められている
ア 公職選挙法　イ 国会法　ウ 地方自治法

(19) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という
ア 条例　イ 法の支配　ウ 国民主権

(20) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という
ア 国事行為　イ 一票の格差　ウ 自由権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Aの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 人間らしい生活を国に求める権利をまとめて（　　）という　　イ
ア 普通選挙　イ 社会権　ウ 象徴

(2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という　　ウ
ア 憲法の番人　イ 最高法規　ウ 自己決定権

(3) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る　　ウ
ア 世界人権宣言　イ 臨時会　ウ 国民投票

(4) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　　イ
ア 憲法の番人　イ 基本的人権の尊重　ウ 自己決定権

(5) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ　　イ
ア 議院内閣制　イ 非核三原則　ウ 秘密選挙

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という　　ウ
ア 議院内閣制　イ 小選挙区制　ウ 国民主権

(7) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　　ウ
ア 基本的人権の尊重　イ 民主主義の学校　ウ 違憲審査権

(8) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という　　イ
ア 日米安全保障条約　イ 行政改革　ウ 地方税

(9) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という　　ウ
ア 上告　イ 起訴　ウ 控訴

(10) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　　イ
ア 両院協議会　イ 公聴会　ウ 閣議

(11) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という　　イ
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(12) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　ア
ア 内閣不信任決議　イ インフォームド・コンセント　ウ 国庫支出金

(13) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という　　ア
ア 司法権の独立　イ 環境権　ウ 地方債

(14) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　ウ
ア 請求権　イ 新しい人権　ウ 唯一の立法機関

(15) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という　　ア
ア 刑事裁判　イ 民事裁判　ウ 弾劾裁判

(16) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　イ
ア 政党　イ NPO　ウ 株式会社

(17) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　　ウ
ア 無所属　イ 与党　ウ 野党

(18) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　　イ
ア 平等権　イ 比例代表制　ウ 議院内閣制

(19) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という　　イ
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

(20) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　イ
ア プライバシーの権利　イ 死票　ウ 唯一の立法機関

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Bの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 憲法に直接書かれていない新しい権利をまとめて（　　）という　　ア
ア 新しい人権　イ 比例代表制　ウ 基本的人権の尊重

(2) 人間らしい生活を国に求める権利をまとめて（　　）という　　ア
ア 社会権　イ 与党　ウ 死票

(3) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　　ウ
ア 裁判員　イ 検察官　ウ モンテスキュー

(4) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない　　ア
ア 最高法規　イ 上告　ウ 地方交付税交付金

(5) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という　　イ
ア 与党　イ 国民主権　ウ プライバシーの権利

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る　　ア
ア 3分の2　イ 4分の3　ウ 過半数

(7) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という　　ア
ア 常会　イ 臨時会　ウ 特別会

(8) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である　　ア
ア 検察官　イ 裁判員　ウ 弁護人

(9) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という　　ウ
ア 上告　イ 起訴　ウ 控訴

(10) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　イ
ア 象徴　イ 唯一の立法機関　ウ 条例

(11) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という　　ア
ア 議院内閣制　イ 小選挙区制　ウ 象徴

(12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　　ウ
ア 両院協議会　イ 閣議　ウ 公聴会

(13) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　　ウ
ア 国民投票　イ 国庫支出金　ウ 違憲審査権

(14) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という　　イ
ア 行政改革　イ 普通選挙　ウ 国民主権

(15) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という　　イ
ア 公共の福祉　イ 秘密選挙　ウ 国事行為

(16) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　ウ
ア 三審制　イ 環境権　ウ 死票

(17) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ　　ア
ア 直接請求権　イ プライバシーの権利　ウ 内閣不信任決議

(18) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　イ
ア 政党　イ NPO　ウ 株式会社

(19) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　　イ
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(20) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　　イ
ア 臨時会　イ 比例代表制　ウ 国民主権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版Cの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という　　ウ
ア 議院内閣制　イ 基本的人権の尊重　ウ 知る権利

(2) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が（　　）である　　ウ
ア 死票　イ 特別会　ウ 生存権

(3) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である　　ウ
ア 国庫支出金　イ 常会　ウ 日米安全保障条約

(4) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という　　イ
ア 社会権　イ 国民主権　ウ 新しい人権

(5) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という　　ア
ア 控訴　イ 上告　ウ 起訴

(6) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　ア
ア 内閣不信任決議　イ 民主主義の学校　ウ 自己決定権

(7) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という　　ア
ア 刑事裁判　イ 弾劾裁判　ウ 民事裁判

(8) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる　　ア
ア 憲法の番人　イ 非核三原則　ウ 国民主権

(9) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という　　ア
ア 行政改革　イ 象徴　ウ 自己決定権

(10) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という　　イ
ア 臨時会　イ 常会　ウ 特別会

(11) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　ア
ア 唯一の立法機関　イ 非核三原則　ウ 自由権

(12) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ　　ア
ア 両院協議会　イ 閣議　ウ 公聴会

(13) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　ウ
ア ワイマール憲法　イ 控訴　ウ 死票

(14) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　　イ
ア 総辞職　イ 比例代表制　ウ 自由権

(15) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ　　イ
ア 平和主義　イ 住民投票　ウ 社会権

(16) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という　　ア
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(17) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という　　ア
ア 秘密選挙　イ 憲法の番人　ウ 公共の福祉

(18) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である　　ウ
ア 基本的人権の尊重　イ 総辞職　ウ 地方債

(19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　ア
ア NPO　イ 政党　ウ 株式会社

(20) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という　　ウ
ア 環境権　イ 刑事裁判　ウ 連立政権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Dの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が（　　）である　　イ
ア 国事行為　イ 生存権　ウ 最高法規

(2) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ　　イ
ア 国民投票　イ インフォームド・コンセント　ウ 地方交付税交付金

(3) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という　　イ
ア 控訴　イ 自己決定権　ウ 地方債

(4) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　　ウ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ モンテスキュー

(5) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　　イ
ア 社会権　イ 平和主義　ウ 総辞職

(6) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　　イ
ア 地方交付税交付金　イ 象徴　ウ 地方債

(7) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である　　ア
ア 日米安全保障条約　イ 司法権の独立　ウ 新しい人権

(8) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　　イ
ア 平等権　イ 基本的人権の尊重　ウ 特別会

(9) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という　　ウ
ア 裁判員　イ 検察官　ウ 弁護人

(10) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という　　ア
ア 総辞職　イ 秘密選挙　ウ 普通選挙

(11) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という　　イ
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(12) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる　　ア
ア 憲法の番人　イ 比例代表制　ウ 小選挙区制

(13) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という　　イ
ア 一票の格差　イ 行政改革　ウ 知る権利

(14) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ　　ア
ア 両院協議会　イ 閣議　ウ 公聴会

(15) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　ア
ア 唯一の立法機関　イ 小選挙区制　ウ 民主主義の学校

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という　　ア
ア 地方税　イ 地方交付税交付金　ウ 国庫支出金

(17) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　イ
ア 政党　イ NPO　ウ 株式会社

(18) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　　イ
ア 上告　イ 比例代表制　ウ 世界人権宣言

(19) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　ウ
ア 特別会　イ 憲法の番人　ウ 死票

(20) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　　イ
ア 無所属　イ 野党　ウ 与党

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Eの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ　　イ
ア 国庫支出金　イ ワイマール憲法　ウ 日米安全保障条約

(2) 良好な環境の中で生活する権利を（　　）という　　イ
ア 唯一の立法機関　イ 環境権　ウ 内閣不信任決議

(3) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ　　イ
ア 総辞職　イ インフォームド・コンセント　ウ 三審制

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある　　ア
ア 公共の福祉　イ 衆議院の優越　ウ 臨時会

(5) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ　　ウ
ア 請求権　イ 司法権の独立　ウ 非核三原則

(6) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である　　ウ
ア 平等権　イ 民主主義の学校　ウ 日米安全保障条約

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　　ウ
ア 自由権　イ 新しい人権　ウ 平和主義

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る　　ウ
ア 秘密選挙　イ 条例　ウ 国民投票

(9) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　ウ
ア 民主主義の学校　イ 小選挙区制　ウ 唯一の立法機関

(10) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　　イ
ア 生存権　イ 衆議院の優越　ウ 知る権利

(11) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という　　ウ
ア プライバシーの権利　イ 与党　ウ 総辞職

(12) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という　　ア
ア 臨時会　イ 特別会　ウ 常会

(13) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という　　ア
ア 三審制　イ ワイマール憲法　ウ 世界人権宣言

(14) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という　　イ
ア 検察官　イ 弁護人　ウ 裁判員

(15) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という　　イ
ア 三審制　イ 普通選挙　ウ 国事行為

(16) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という　　イ
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

(17) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　　ウ
ア 請求権　イ 日米安全保障条約　ウ 一票の格差

(18) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という　　ア
ア 条例　イ 総辞職　ウ 刑事裁判

(19) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という　　ウ
ア 平和主義　イ 衆議院の優越　ウ 連立政権

(20) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である　　ア
ア 地方債　イ 平和主義　ウ 常会

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Fの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が（　　）である　　ア
ア 生存権　イ 地方税　ウ 司法権の独立

(2) 憲法に直接書かれていない新しい権利をまとめて（　　）という　　イ
ア 日米安全保障条約　イ 新しい人権　ウ 地方債

(3) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である　　ウ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ ロック

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある　　ウ
ア 衆議院の優越　イ 平和主義　ウ 公共の福祉

(5) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ　　イ
ア 国民投票　イ インフォームド・コンセント　ウ 総辞職

(6) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　　ア
ア 象徴　イ 衆議院の優越　ウ 住民投票

(7) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　　ア
ア 基本的人権の尊重　イ 国庫支出金　ウ 生存権

(8) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　　イ
ア 請求権　イ 平和主義　ウ 与党

(9) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　イ
ア 地方交付税交付金　イ 唯一の立法機関　ウ 生存権

(10) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という　　ア
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(11) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という　　イ
ア 検察官　イ 弁護人　ウ 裁判員

(12) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　　ア
ア 衆議院の優越　イ 日米安全保障条約　ウ 国民投票

(13) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という　　ア
ア 控訴　イ 起訴　ウ 上告

(14) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　ア
ア 内閣不信任決議　イ プライバシーの権利　ウ 秘密選挙

(15) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という　　ウ
ア 野党　イ 無所属　ウ 与党

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という　　ウ
ア 国庫支出金　イ 地方交付税交付金　ウ 地方税

(17) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　ア
ア 死票　イ インフォームド・コンセント　ウ 議院内閣制

(18) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という　　ウ
ア 生存権　イ プライバシーの権利　ウ 条例

(19) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である　　ウ
ア 平和主義　イ 国民主権　ウ 地方債

(20) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という　　ア
ア 秘密選挙　イ 参政権　ウ 国事行為

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版Gの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という　　イ
ア 象徴　イ プライバシーの権利　ウ 最高法規

(2) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ　　イ
ア 国事行為　イ ワイマール憲法　ウ 司法権の独立

(3) 人権は（　　）によって制限されることがある　　イ
ア 住民投票　イ 公共の福祉　ウ 最高法規

(4) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　　イ
ア 弁護人　イ モンテスキュー　ウ 検察官

(5) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ　　ア
ア インフォームド・コンセント　イ 連立政権　ウ 総辞職

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という　　ウ
ア 野党　イ 条例　ウ 国民主権

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　　ア
ア 平和主義　イ 自由権　ウ 小選挙区制

(8) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　　ア
ア 基本的人権の尊重　イ 小選挙区制　ウ 地方税

(9) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　ウ
ア ワイマール憲法　イ 与党　ウ 内閣不信任決議

(10) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　ア
ア 唯一の立法機関　イ 比例代表制　ウ 参政権

(11) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　　ア
ア 違憲審査権　イ 非核三原則　ウ 国庫支出金

(12) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という　　ウ
ア 民主主義の学校　イ インフォームド・コンセント　ウ 行政改革

(13) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という　　ア
ア 民事裁判　イ 刑事裁判　ウ 弾劾裁判

(14) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　　イ
ア 閣議　イ 公聴会　ウ 両院協議会

(15) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　　ア
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(16) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　　イ
ア 民主主義の学校　イ 衆議院の優越　ウ 住民投票

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ　　ウ
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(18) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　イ
ア 株式会社　イ NPO　ウ 政党

(19) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　　ウ
ア 特別会　イ 社会権　ウ 比例代表制

(20) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という　　ア
ア 秘密選挙　イ 請求権　ウ 違憲審査権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Hの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　　イ
ア 弁護人　イ モンテスキュー　ウ 検察官

(2) 1919年にドイツで社会権を初めて定めたのが（　　）だ　　ウ
ア 地方税　イ 普通選挙　ウ ワイマール憲法

(3) 良好な環境の中で生活する権利を（　　）という　　ウ
ア 違憲審査権　イ 条例　ウ 環境権

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある　　イ
ア 司法権の独立　イ 公共の福祉　ウ 連立政権

(5) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る　　イ
ア 過半数　イ 3分の2　ウ 4分の3

(6) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という　　ウ
ア 野党　イ 唯一の立法機関　ウ 国事行為

(7) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない　　イ
ア 比例代表制　イ 最高法規　ウ 上告

(8) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ　　ア
ア 非核三原則　イ 普通選挙　ウ 民主主義の学校

(9) 国会は国権の最高機関で、国の（　　）である　　ア
ア 唯一の立法機関　イ 民主主義の学校　ウ 社会権

(10) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という　　ウ
ア 刑事裁判　イ 弾劾裁判　ウ 民事裁判

(11) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　ウ
ア 平和主義　イ 地方債　ウ 内閣不信任決議

(12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　　イ
ア 両院協議会　イ 公聴会　ウ 閣議

(13) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ　　イ
ア 閣議　イ 両院協議会　ウ 公聴会

(14) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という　　ウ
ア 地方税　イ 地方交付税交付金　ウ 国庫支出金

(15) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　ウ
ア 参政権　イ 環境権　ウ 死票

(16) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　　ア
ア 小選挙区制　イ プライバシーの権利　ウ 三審制

(17) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という　　ア
ア 連立政権　イ 環境権　ウ 平等権

(18) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ　　ウ
ア 世界人権宣言　イ 上告　ウ 住民投票

(19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　イ
ア 株式会社　イ NPO　ウ 政党

(20) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という　　イ
ア 民事裁判　イ 普通選挙　ウ 新しい人権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Iの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 国から不当に干渉されずに行動できる権利を（　　）という　　ア
ア 自由権　イ 常会　ウ 国民投票

(2) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である　　ア
ア ロック　イ 検察官　ウ 弁護人

(3) 人権は（　　）によって制限されることがある　　ア
ア 公共の福祉　イ 国庫支出金　ウ 基本的人権の尊重

(4) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という　　ウ
ア 平和主義　イ 条例　ウ 自己決定権

(5) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　　イ
ア 特別会　イ 基本的人権の尊重　ウ 知る権利

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る　　イ
ア 4分の3　イ 3分の2　ウ 過半数

(7) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である　　ウ
ア 弁護人　イ 裁判員　ウ 検察官

(8) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　イ
ア 地方債　イ 内閣不信任決議　ウ 地方税

(9) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という　　ウ
ア 非核三原則　イ 参政権　ウ 三審制

(10) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる　　ア
ア 憲法の番人　イ 国民投票　ウ 死票

(11) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という　　ウ
ア 常会　イ 臨時会　ウ 特別会

(12) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　　イ
ア 両院協議会　イ 公聴会　ウ 閣議

(13) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という　　イ
ア 無所属　イ 与党　ウ 野党

(14) 政党の得票数に応じて議席を配分するしくみを（　　）という　　イ
ア 臨時会　イ 比例代表制　ウ ワイマール憲法

(15) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　　イ
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(16) だれに投票したかを知られないという選挙の原則を（　　）という　　ア
ア 秘密選挙　イ 控訴　ウ 国民主権

(17) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ　　イ
ア 公共の福祉　イ 直接請求権　ウ 総辞職

(18) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ　　イ
ア 国庫支出金　イ 地方交付税交付金　ウ 地方税

(19) 利益を目的とせず社会貢献活動を行う民間の団体を（　　）という　　ア
ア NPO　イ 株式会社　ウ 政党

(20) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という　　ア
ア 連立政権　イ 議院内閣制　ウ 参政権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版Jの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 国から不当に干渉されずに行動できる権利を（　　）という　　イ
ア 刑事裁判　イ 自由権　ウ 控訴

(2) 憲法に直接書かれていない新しい権利をまとめて（　　）という　　ウ
ア 比例代表制　イ 唯一の立法機関　ウ 新しい人権

(3) 医師の説明を受け患者が納得して同意することが（　　）だ　　ウ
ア 衆議院の優越　イ 国庫支出金　ウ インフォームド・コンセント

(4) 人権は（　　）によって制限されることがある　　ア
ア 公共の福祉　イ 秘密選挙　ウ 唯一の立法機関

(5) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である　　ア
ア ルソー　イ 弁護人　ウ 裁判員

(6) 政治を最終的に決める力が国民にあるという原則を（　　）という　　イ
ア 臨時会　イ 国民主権　ウ 連立政権

(7) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である　　ウ
ア 野党　イ 生存権　ウ 日米安全保障条約

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る　　ウ
ア 控訴　イ 刑事裁判　ウ 国民投票

(9) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　　イ
ア 民事裁判　イ 象徴　ウ 条例

(10) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる　　ア
ア 憲法の番人　イ 比例代表制　ウ 社会権

(11) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という　　イ
ア 刑事裁判　イ 民事裁判　ウ 弾劾裁判

(12) 行政のむだをなくし、組織や規制を見直すことを（　　）という　　イ
ア 住民投票　イ 行政改革　ウ 国民投票

(13) 第一審の判決に不服なとき、第二審に訴えることを（　　）という　　ウ
ア 起訴　イ 上告　ウ 控訴

(14) 衆議院で可決されると内閣が解散か総辞職を選ぶのが（　　）だ　　ウ
ア 与党　イ 自己決定権　ウ 内閣不信任決議

(15) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた　　イ
ア 最高法規　イ 民主主義の学校　ウ 平等権

(16) 使い道を指定して国から支払われるお金を（　　）という　　ウ
ア 地方税　イ 地方交付税交付金　ウ 国庫支出金

(17) 落選した候補者に投じられた票を（　　）という　　イ
ア プライバシーの権利　イ 死票　ウ 常会

(18) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　　ア
ア 小選挙区制　イ 国民主権　ウ 請求権

(19) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　　ウ
ア 無所属　イ 与党　ウ 野党

(20) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ　　イ
ア 基本的人権の尊重　イ 直接請求権　ウ 自由権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Kの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ　　ア
ア 世界人権宣言　イ 特別会　ウ 総辞職

(2) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（　　）という　　イ
ア 衆議院の優越　イ 請求権　ウ 基本的人権の尊重

(3) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という　　ア
ア 知る権利　イ 地方交付税交付金　ウ 地方債

(4) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である　　ウ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ ルソー

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という　　ア
ア 国事行為　イ 請求権　ウ 公共の福祉

(6) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない　　イ
ア ワイマール憲法　イ 最高法規　ウ プライバシーの権利

(7) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ　　ア
ア 裁判員　イ 弁護人　ウ 検察官

(8) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　　ウ
ア 控訴　イ 起訴　ウ 上告

(9) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という　　イ
ア 非核三原則　イ 議院内閣制　ウ インフォームド・コンセント

(10) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という　　ウ
ア 非核三原則　イ 世界人権宣言　ウ 司法権の独立

(11) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という　　ア
ア 常会　イ 臨時会　ウ 特別会

(12) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である　　イ
ア 裁判員　イ 検察官　ウ 弁護人

(13) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ　　ウ
ア 公聴会　イ 閣議　ウ 両院協議会

(14) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた　　ウ
ア 憲法の番人　イ 非核三原則　ウ 民主主義の学校

(15) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　　イ
ア 憲法の番人　イ 一票の格差　ウ 上告

(16) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ　　イ
ア 参政権　イ 住民投票　ウ 衆議院の優越

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ　　ウ
ア 国庫支出金　イ 地方税　ウ 地方交付税交付金

(18) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という　　ウ
ア 無所属　イ 野党　ウ 与党

(19) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　　イ
ア 国民投票　イ 小選挙区制　ウ 日米安全保障条約

(20) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という　　ア
ア 普通選挙　イ 最高法規　ウ 憲法の番人

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Lの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) だれもが等しく扱われ、差別されない権利を（　　）という　　ア
ア 平等権　イ 与党　ウ 連立政権

(2) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という　　ア
ア プライバシーの権利　イ 普通選挙　ウ 衆議院の優越

(3) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ　　ウ
ア 野党　イ 小選挙区制　ウ 世界人権宣言

(4) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である　　イ
ア 裁判員　イ ロック　ウ 検察官

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という　　ア
ア 国事行為　イ 総辞職　ウ 野党

(6) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ　　イ
ア 自由権　イ 非核三原則　ウ 常会

(7) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない　　ウ
ア 地方債　イ 常会　ウ 最高法規

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る　　イ
ア インフォームド・コンセント　イ 国民投票　ウ 公共の福祉

(9) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ　　ア
ア 裁判員　イ 弁護人　ウ 検察官

(10) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という　　イ
ア 弾劾裁判　イ 刑事裁判　ウ 民事裁判

(11) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という　　ア
ア 三審制　イ インフォームド・コンセント　ウ 直接請求権

(12) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という　　イ
ア 常会　イ 特別会　ウ 臨時会

(13) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という　　ア
ア 議院内閣制　イ 新しい人権　ウ 請求権

(14) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という　　ア
ア 司法権の独立　イ 直接請求権　ウ 住民投票

(15) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　　ア
ア 衆議院の優越　イ 平等権　ウ 非核三原則

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という　　ア
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

(17) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた　　イ
ア 司法権の独立　イ 民主主義の学校　ウ 自己決定権

(18) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　　ウ
ア 自由権　イ 知る権利　ウ 一票の格差

(19) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という　　イ
ア プライバシーの権利　イ 条例　ウ 自己決定権

(20) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　　ウ
ア 世界人権宣言　イ 三審制　ウ 小選挙区制

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問） 版Mの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 政治に参加する権利を（　　）という　ア
ア 参政権　イ 国庫支出金　ウ 普通選挙

(2) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ　イ
ア 司法権の独立　イ 世界人権宣言　ウ 特別会

(3) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である　ア
ア ルソー　イ 検察官　ウ 弁護人

(4) 良好な環境の中で生活する権利を（　　）という　ア
ア 環境権　イ 条例　ウ 国民投票

(5) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　ア
ア 象徴　イ 一票の格差　ウ 三審制

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る　イ
ア 4分の3　イ 3分の2　ウ 過半数

(7) 憲法は国の（　　）で、反する法律は効力を持たない　イ
ア 直接請求権　イ 最高法規　ウ 知る権利

(8) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という　ア
ア 総辞職　イ 知る権利　ウ 秘密選挙

(9) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　イ
ア 控訴　イ 上告　ウ 起訴

(10) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ　ア
ア 裁判員　イ 検察官　ウ 弁護人

(11) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という　イ
ア 臨時会　イ 特別会　ウ 常会

(12) 罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴えるのは（　　）である　イ
ア 弁護人　イ 検察官　ウ 裁判員

(13) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という　ウ
ア 知る権利　イ 国事行為　ウ 司法権の独立

(14) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　ア
ア 違憲審査権　イ 公共の福祉　ウ 環境権

(15) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である　イ
ア 国事行為　イ 地方債　ウ 非核三原則

(16) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という　イ
ア 地方交付税交付金　イ 地方税　ウ 国庫支出金

(17) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　ウ
ア 憲法の番人　イ 唯一の立法機関　ウ 一票の格差

(18) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ　ア
ア 住民投票　イ 自由権　ウ 刑事裁判

(19) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という　ア
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(20) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた　イ
ア 総辞職　イ 民主主義の学校　ウ 国民主権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Nの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) だれもが等しく扱われ、差別されない権利を（　　）という　　イ
ア 控訴　イ 平等権　ウ 衆議院の優越

(2) 私生活をみだりに公開されない権利を（　　）という　　イ
ア 国民主権　イ プライバシーの権利　ウ 国事行為

(3) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である　　ウ
ア 弁護人　イ 検察官　ウ ルソー

(4) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ　　イ
ア 控訴　イ 世界人権宣言　ウ 憲法の番人

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という　　イ
ア 平等権　イ 国事行為　ウ 一票の格差

(6) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る　　イ
ア 与党　イ 国民投票　ウ 公共の福祉

(7) 日本とアメリカが結んだ防衛の条約が（　　）である　　ウ
ア 特別会　イ 民主主義の学校　ウ 日米安全保障条約

(8) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ　　イ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ 弁護人

(9) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という　　ウ
ア 検察官　イ 裁判員　ウ 弁護人

(10) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という　　ウ
ア 常会　イ 特別会　ウ 臨時会

(11) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という　　ウ
ア 基本的人権の尊重　イ 自由権　ウ 総辞職

(12) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という　　イ
ア 自己決定権　イ 三審制　ウ 地方交付税交付金

(13) 最高裁判所は違憲審査の終審として（　　）とよばれる　　イ
ア 死票　イ 憲法の番人　ウ 国庫支出金

(14) 住民が署名を集めて条例の制定などを求める権利が（　　）だ　　ア
ア 直接請求権　イ 自由権　ウ 国事行為

(15) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ　　イ
ア 国庫支出金　イ 地方交付税交付金　ウ 地方税

(16) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という　　ア
ア 普通選挙　イ 違憲審査権　ウ 三審制

(17) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　　ア
ア 小選挙区制　イ 最高法規　ウ 総辞職

(18) 地方公共団体が借金のために発行するのが（　　）である　　ウ
ア 自由権　イ 常会　ウ 地方債

(19) ブライスは、地方自治は（　　）であると述べた　　ア
ア 民主主義の学校　イ 司法権の独立　ウ 社会権

(20) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　　イ
ア 特別会　イ 一票の格差　ウ 基本的人権の尊重

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Oの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 人権が侵されたとき国に救いを求める権利を（　　）という　　ア
ア 請求権　イ 国庫支出金　ウ 衆議院の優越

(2) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という　　ウ
ア 象徴　イ 比例代表制　ウ 知る権利

(3) 『統治二論』で抵抗権をとなえたのは（　　）である　　ア
ア ロック　イ 弁護人　ウ 検察官

(4) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ　　ア
ア 世界人権宣言　イ 地方交付税交付金　ウ 住民投票

(5) 天皇が内閣の助言と承認で行う形式的な仕事を（　　）という　　イ
ア ワイマール憲法　イ 国事行為　ウ 刑事裁判

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る　　イ
ア 過半数　イ 3分の2　ウ 4分の3

(7) 核兵器を持たず、つくらず、持ちこませずという方針が（　　）だ　　イ
ア 上告　イ 非核三原則　ウ 地方債

(8) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　　イ
ア 小選挙区制　イ 平和主義　ウ 普通選挙

(9) 個人や企業の間の争いを解決する裁判を（　　）という　　ア
ア 民事裁判　イ 弾劾裁判　ウ 刑事裁判

(10) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という　　ウ
ア 秘密選挙　イ 一票の格差　ウ 議院内閣制

(11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　　ア
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(12) 毎年1回1月に召集され予算を審議する国会を（　　）という　　イ
ア 臨時会　イ 常会　ウ 特別会

(13) 重大な刑事事件の裁判に、くじで選ばれて参加する国民が（　　）だ　　ウ
ア 弁護人　イ 検察官　ウ 裁判員

(14) 裁判官がほかの権力の干渉を受けないことを（　　）という　　ウ
ア 非核三原則　イ 比例代表制　ウ 司法権の独立

(15) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　　イ
ア 日米安全保障条約　イ 違憲審査権　ウ 自由権

(16) 予算の議決などで衆議院の議決が重く扱われることを（　　）という　　イ
ア 小選挙区制　イ 衆議院の優越　ウ 比例代表制

(17) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という　　ア
ア 条例　イ 新しい人権　ウ 控訴

(18) 複数の政党が協力して内閣をつくることを（　　）という　　ア
ア 連立政権　イ 憲法の番人　ウ 臨時会

(19) 内閣を組織して政権を担当する政党を（　　）という　　ア
ア 与党　イ 野党　ウ 無所属

(20) 住民税など地方公共団体が集める税を（　　）という　　ア
ア 地方税　イ 国庫支出金　ウ 地方交付税交付金

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Pの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 政治に参加する権利を（　　）という　　ア
ア 参政権　イ 最高法規　ウ 憲法の番人

(2) 自分の生き方を自分の意思で決める権利を（　　）という　　イ
ア 上告　イ 自己決定権　ウ 控訴

(3) 『社会契約論』で人民主権をとなえたのは（　　）である　　ウ
ア 検察官　イ 弁護人　ウ ルソー

(4) 1948年に国連で採択された人権の基準が（　　）だ　　イ
ア 小選挙区制　イ 世界人権宣言　ウ 普通選挙

(5) 天皇は日本国と日本国民統合の（　　）である　　ア
ア 象徴　イ 自由権　ウ インフォームド・コンセント

(6) 憲法改正の発議には各議院の総議員の（　　）以上の賛成が要る　　イ
ア 過半数　イ 3分の2　ウ 4分の3

(7) 戦争を放棄し戦力を持たないという憲法の原則を（　　）という　　ウ
ア 参政権　イ 議院内閣制　ウ 平和主義

(8) 国会の発議のあと、（　　）で過半数の賛成が要る　　イ
ア 地方交付税交付金　イ 国民投票　ウ 社会権

(9) 有罪か無罪かを判断し刑罰を決める裁判を（　　）という　　イ
ア 弾劾裁判　イ 刑事裁判　ウ 民事裁判

(10) 内閣の大臣が全員そろって職をやめることを（　　）という　　ア
ア 総辞職　イ 民主主義の学校　ウ 小選挙区制

(11) 第二審の判決に不服なとき、さらに上に訴えることを（　　）という　　ア
ア 上告　イ 控訴　ウ 起訴

(12) 総選挙の日から30日以内に召集される国会を（　　）という　　イ
ア 臨時会　イ 特別会　ウ 常会

(13) 衆議院と参議院の議決が異なるときに開くのが（　　）だ　　イ
ア 公聴会　イ 両院協議会　ウ 閣議

(14) 法律などが憲法に反していないかを判断する権限が（　　）だ　　イ
ア 小選挙区制　イ 違憲審査権　ウ 連立政権

(15) 委員会で専門家などから意見を聞くために開くのが（　　）だ　　ア
ア 公聴会　イ 閣議　ウ 両院協議会

(16) 地域の重要な問題について住民が直接意思を示すのが（　　）だ　　イ
ア プライバシーの権利　イ 住民投票　ウ ワイマール憲法

(17) 財政の格差をおさえるために国から配られるお金が（　　）だ　　ア
ア 地方交付税交付金　イ 地方税　ウ 国庫支出金

(18) 政権を担当せず政府を批判・監視する政党を（　　）という　　ア
ア 野党　イ 与党　ウ 無所属

(19) 一定の年齢以上の全員が選挙権を持つという原則を（　　）という　　ウ
ア 世界人権宣言　イ 行政改革　ウ 普通選挙

(20) 一つの選挙区から一人を選ぶしくみを（　　）という　　ア
ア 小選挙区制　イ 憲法の番人　ウ 社会権

中3 公民 問題（人権と政治） 選ぶ（20問）　版Qの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 等しく学ぶ機会を持つ権利を（　　）という　　ウ
ア 行政改革　イ 文民統制　ウ 教育を受ける権利

(2) 自分に不利益なことを言わなくてよい権利が（　　）だ　　イ
ア 地方税　イ 黙秘権　ウ リコール

(3) 考えを外に発表する自由を（　　）という　　ウ
ア 一票の格差　イ 三審制　ウ 表現の自由

(4) だれもが等しく扱われ、差別されない権利を（　　）という　　イ
ア 基本的人権の尊重　イ 平等権　ウ 唯一の立法機関

(5) 国などが持つ情報の公開を求める権利を（　　）という　　ウ
ア 条例　イ 文民統制　ウ 知る権利

(6) 『法の精神』で権力の分立をとなえたのは（　　）だ　　ア
ア モンテスキュー　イ 裁判員　ウ 弁護人

(7) 権力も法に従うという考え方を（　　）という　　ア
ア 法の支配　イ 新しい人権　ウ 生存権

(8) 軍人でない者が軍を指揮する原則を（　　）という　　ア
ア 文民統制　イ 参政権　ウ 知る権利

(9) 日本の防衛のためにつくられた組織が（　　）である　　イ
ア 警察庁　イ 自衛隊　ウ 海上保安庁

(10) 侵すことのできない永久の権利を保障する原則が（　　）だ　　イ
ア 常会　イ 基本的人権の尊重　ウ 憲法の番人

(11) 国会は（　　）で政治について調べる　　ア
ア 国政調査権　イ 法の支配　ウ 平等権

(12) 裁判官をやめさせるか決めるのが（　　）だ　　イ
ア 高等裁判所　イ 弾劾裁判所　ウ 家庭裁判所

(13) 刑事裁判で被告人の利益を守る弁護士を（　　）という　　ア
ア 弁護人　イ 裁判員　ウ 検察官

(14) 内閣が必要と認めたときなどに召集される国会を（　　）という　　イ
ア 特別会　イ 臨時会　ウ 常会

(15) 内閣が国会の信任の上に成り立つしくみを（　　）という　　ア
ア 議院内閣制　イ 地方交付税交付金　ウ 文民統制

(16) 一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを（　　）という　　ウ
ア 象徴　イ 世界人権宣言　ウ 三審制

(17) 住民が首長をやめさせるよう求めることを（　　）という　　ア
ア リコール　イ 唯一の立法機関　ウ 特別会

(18) 選挙のしかたは（　　）で定められている　　ア
ア 公職選挙法　イ 国会法　ウ 地方自治法

(19) 地方議会が法律の範囲内で定めるきまりを（　　）という　　ア
ア 条例　イ 法の支配　ウ 国民主権

(20) 選挙区によって一票の価値に差が出ることを（　　）という　　イ
ア 国事行為　イ 一票の格差　ウ 自由権